

北海道美容専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、学校教育法及び美容師法に基づく専修学校として、美容師並びに美容関連業種に必要な知識と美容技術を習得させ、美容業界の向上と発展に寄与せしむるとともに、地域社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、北海道美容専門学校（以下本校）と称す。

(位 置)

第 3 条 本校は、札幌市中央区南 3 条西 1 0 丁目 1 0 0 4 番地 3 におく。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

分 野	課 程 名	学 科	昼夜 の 別	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員	学 級 数
衛生関係	専門課程	美容科	昼間	2 年	1 2 0 人	2 4 0 人	6 学級
衛生関係	専門課程	ヘアメイク科	昼間	2 年	8 0 人	1 6 0 人	4 学級
衛生関係	専門課程	トータルビューティー科	昼間	2 年	3 0 人	6 0 人	2 学級

(学年・学科の終始期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 学期は、学年を分けて次のとおりとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で定める日

(3) 本校の創立記念日（5 月 1 日）

(4) 夏季休業 7 月中旬から 8 月中旬まで

(5) 冬季休業 1 2 月下旬から 1 月中旬まで

(6) 春季休業 3 月下旬から 4 月上旬まで

2. 校長は、教育上特に必要があると認めたときは、休業日に授業を行うことがある。

3. 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

（教育課程、授業時数）

第7条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（始業及び終業）

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

分野	課程名	学科	昼夜の別	始業時間	終業時間
衛生関係	専門課程	美容科	昼間	午前9時10分	午後3時30分
衛生関係	専門課程	ヘアメイク科	昼間	午前9時10分	午後3時30分
衛生関係	専門課程	トータルビューティー科	昼間	午前9時10分	午後3時30分

（教職員組織）

第9条 本校に、次の教職員をおく。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 20人（以上）（専任10人以上）
- (3) 事務職員 3人（以上）
- (4) 校医 1人

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第10条 本校の入学資格は次のとおりとする。

＊専門課程の場合

- (1) 高等学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

（入学時期）

第11条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

（入学手続・許可）

第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添え指定期日までに、出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して、入学選考（書類審査、面接、筆記）を行い、入学者を決定する。
- (3) 入学の許可を受けた者は、所定期日までに第19条に定める入学金、施設設備資金、諸費を納めなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、校長は、入学の許可を取り消す。

（休学・復学・転入学）

- 第13条 休学しようとする者は、所定の休学届及び診断書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
 3. 生徒が心身の故障のため休養を要すると認められるときは、その他の理由により校長は休学を命ずることがある。
 4. 転入学に関しては、指定養成施設間においてのみ認め、第12条の規定を準用する。

（退学）

- 第14条 退学しようとする者は、所定の退学届を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（卒業・修了の認定）

- 第15条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了を認定する。ただし、実習については実習の成績によって修了を認定することができる。成績考査については、別途、教務規定で定めることとする。
2. 校長はすべての履修科目が修了と認定され、且つ、総授業時間数9割以上の出席がある者に対して卒業認定を行なう。
 3. 補講については校長が適当と認めた場合に行うものとし、補講対象者については、別途、教務規定で定めることとする。

（卒業証書・専門士の称号の授与）

- 第16条 卒業を認定した者に対して、別記第1号様式、別記第2号様式、若しくは別記第3号様式の卒業証書を授与するとともに、別記第4号様式、別記第5号様式、若しくは別記第6号様式の専門士の称号授与書を授与する。

（褒賞）

- 第17条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

（懲戒）

- 第18条 生徒が、当学則、その他本校の定める諸規則を守らず、又は生徒の本分に反する行為のあったときは、校長は懲戒処分として訓告、停学及び退学処分を命ずることがある。
2. 前項の退学は次の各号に該当する生徒に対しても行うものとする。
 - (1) 品行不良、その他本校生徒として不適当と認められる者
 - (2) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学業成績が劣等で、成業の見込みがないと認められる者

第 5 章 入学金・授業料・その他

(納付金)

第 19 条 本校の学科の入学金、授業料は次のとおりとする。

(1) 美容科

納入名目	1 年次	2 年次
入学検定料	20,000 円	—
入学金	100,000 円	—
施設設備費	100,000 円	100,000 円
授業料（実習費含む）	558,000 円	558,000 円
学校行事費	38,000 円	68,000 円
冷暖房費	62,000 円	62,000 円
教材費・教科書代	355,000 円	372,000 円

(2) ヘアメイク科

納入名目	1 年次	2 年次
入学検定料	20,000 円	—
入学金	100,000 円	—
施設設備費	100,000 円	100,000 円
授業料（実習費含む）	558,000 円	558,000 円
学校行事費	38,000 円	68,000 円
冷暖房費	62,000 円	62,000 円
教材費・教科書代	427,000 円	427,000 円

(3) トータルビューティー科

納入名目	1 年次	2 年次
入学検定料	20,000 円	—
入学金	100,000 円	—
施設設備費	100,000 円	100,000 円
授業料（実習費含む）	558,000 円	558,000 円
学校行事費	40,000 円	52,000 円
冷暖房費	62,000 円	62,000 円
教材費・教科書代	370,000 円	370,000 円

(納入及び納入の特例)

第 20 条 生徒が在籍中は、授業料等は出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料等を免除することがある。
3. 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 21 条 原則として授業料等を 3 箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みが

ないと認められるときは、校長は退学を命ずることがある。

(学生会活動費・同窓会活動費の徴収)

第22条 学生会活動及び同窓会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

(納入金の還付)

第23条 既納の納入金は、原則として返還しない。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第6章 附帯教育

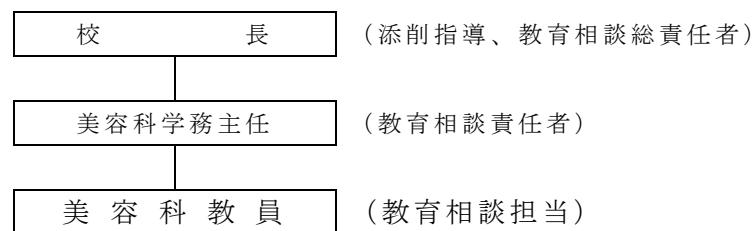
(附帯教育)

第25条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

	学科名	修業 年限	定員	総定員	学級数	通信養成を 行う地域	添削指導 受託機関名
通信 課程	美容科	3年	80名	240人	6	北海道全域	公益社団法人日本理容 美容教育センター

2. 通信課程美容科の入所時期は、4月、10月とする。

3. 添削指導のための組織は次のとおりとする。



4. 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

第26条 附帯教育に関する納入金、入学方法については下記の通りとする。

通信課程美容科 納入金

納入名目	1年次	2年次	3年次
入学金	70,000円		
施設設備資金	70,000円		
授業料	160,000円	205,000円	205,000円
合 計	300,000円	205,000円	205,000円

2. 入学方法

高等学校卒業以上の方は書類審査により選考、中学校卒業以上の方は

書類審査ならびに筆記試験により選考する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年 4月 1日から実施する。
- 2 この学則は、平成17年 4月 1日から変更する。
- 3 この学則は、平成18年 4月 1日から変更する。
- 4 この学則は、平成19年 4月 1日から変更する。
- 5 この学則は、平成20年 4月 1日から変更する。
- 6 この学則は、平成21年 4月 1日から変更する。
- 7 この学則の施行に関し必要な事項は校長が別に定める。
- 8 この学則は、平成22年 4月 1日から変更する。
なお、平成22年4月1日からビューティーエステ科の募集を停止する。
授業料等納入金の一部を改定する。平成21年度に在籍している生徒には、
在籍する期間中は従前のままとする。
- 9 この学則は、平成22年 9月 1日から変更する。
なお、第4条の規定にかかわらず、平成22年9月1日から平成23年3月31
日までの間においては、総定員は418人とし、学級数については11学級とす
る。
また、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間においては、総定
員は406人とする。
第7条の規定にかかわらず、平成22年9月1日から平成23年3月31日ま
での間においては、ビューティーメイク移行学級の教育課程及び授業時間につ
いては別表第4のとおりとする。
第25条の通信課程の入所の時期は、平成23年4月より開始する。
- 10 この学則は、平成24年 4月 1日から変更する。
- 11 この学則は、平成25年 4月 1日から変更する。
- 12 この学則は、平成26年 4月 1日から変更する。
- 13 この学則は、平成27年 4月 1日から変更する。
- 14 この学則は、平成27年10月 1日から変更する。
- 15 この学則は、平成29年 4月 1日から変更する。
- 16 この学則は、平成30年 4月 1日から変更する。平成29年度に在籍して
いる生徒には、在籍する期間中は従前のままとする。
- 17 この学則は、平成31年 4月 1日から変更する。
- 18 この学則は、令和 2年 4月 1日から変更する
- 19 この学則は、令和 3年 4月 1日から変更する
- 20 この学則は、令和 4年 4月 1日から変更する
- 21 この学則は、令和 5年 4月 1日から変更する
- 22 この学則は、令和 6年 4月 1日から変更する
- 23 この学則は、令和 7年 4月 1日から変更する

別表第 1 教育課程・授業時数（専門課程美容科）

専門課程美容科の授業設定の方針

平成 10 年 2 月 28 日付、厚生省生活衛生局長通達「美容師養成施設の教科課程の基準について」に基づき、本校美容科の授業の設定方針に関する基本事項を定める。

1. 課目は次の通りとする。

共通課目	1, 491 時間
専門課目	594 時間
教養課目	63 時間

2. 各学年ごとの授業時間は次の通りとする。

1 年 次	1, 020 時間
2 年 次	1, 128 時間
総授業時間計	2, 148 時間

3. 各課目の設定は次の通りとする。

課 目 名			1 年 次	2 年 次		課 目 計
				インターナショナル カットコース	ブライダル コース	
共通 課 目	関係法規・制度			3 3	3 3	3 3
	衛生管理		6 0	3 9	3 9	9 9
	保健		6 0	3 9	3 9	9 9
	香粧品化学		3 3	3 3	3 3	6 6
	文化論		3 3	3 3	3 3	6 6
	運営管理			3 3	3 3	3 3
	美容技術理論		9 9	6 6	6 6	1 6 5
	美容実習		4 6 5	4 6 5	4 6 5	9 3 0
専門 課 目	ヘア スタイリング	ヘアケア	1 2	1 5		2 7
		パーマ	3	1 8	1 8	2 1
		カラーリング	1 2	2 1	2 1	3 3
		まとめ髪	1 5			1 5
	トータル ビューティー	ネイル	1 8			1 8
		着付	1 8			1 8
		エステティック	9			9
		PHOTO&SNS	9	9	9	1 8
		アップスタイル&メイク			3 0	3 0
	ブライダル	ブライダルエステ			9	9
		ブライダル研修			9	9
		ブライダルプランナー対策			5 1	5 1
		フラワーアレンジメント			1 2	1 2
		デブ・ルマナー			3	3
	カット	ベーシック（基礎）	7 5			7 5
		アドヴァンスト（応用）		8 7		8 7
	メイク	基礎メイク	3 0			3 0
		特殊メイク	2 1			2 1
		ブライダルメイク		1 5	1 5	1 5
		ステージメイク		0	0	0
	フィニッシュ	ステージヘア&ファッション		6 6	6 6	6 6
		フレ・サロン実習		1 2		1 2
	国家試験	国家試験対策		1 2 9	1 2 9	1 2 9
課 目 教 養	コミュニケーション	接客マナー	1 8	1 5	1 5	3 3
	スポーツ	エアロビクス	3 0	0	0	3 0
合 計			1, 0 2 0	1, 1 2 8	1, 1 2 8	2, 1 4 8

別表第2 教育課程・授業時数（専門課程ヘアメイク科）

専門課程ヘアメイク科の授業設定の方針

平成10年2月28日付、厚生省生活衛生局長通達「美容師養成施設の教科課程の基準について」に基づき、本校ヘアメイク科の授業の設定方針に関する基本事項を定める。

1. 課目は次の通りとする。

共通課目	1, 491時間
専門課目	621時間
教養課目	33時間

2. 各学年ごとの授業時間は次の通りとする。

1年次	1, 026時間
2年次	1, 119時間
総授業時間計	2, 145時間

3. 各課目の設定は次の通りとする。

	課 目 名		1 年 次	2 年 次	課 目 計
共通課目	関係法規・制度			3 3	3 3
	衛生管理		6 0	3 9	9 9
	保健		6 0	3 9	9 9
	香粧品化学		3 3	3 3	6 6
	文化論		3 3	3 3	6 6
	運営管理			3 3	3 3
	美容技術理論		9 9	6 6	1 6 5
	美容実習		4 6 5	4 6 5	9 3 0
専門課目	ヘア ビューティー	ヘアケア	9		9
		パーマ	3	6	9
		カラーリング	6	9	1 5
		カットベーシック	2 4		2 4
		ネイル	1 8		1 8
		着付	1 8		1 8
	ヘアメイク	ヘアアレンジ&エクステ	3 9	3 9	7 8
		エクステンション	0	0	0
		アップスタイル&メイク	6 0	6 0	1 2 0
	メイク	メイクアップ検定対策（3級）	3 0		3 0
		メイクアップ検定対策（2級）		2 4	2 4
		特殊メイク	2 1		2 1
	ファッション	ファッション&スタイリング	1 5	1 5	3 0
		PHOTO&SNS	1 5	1 5	3 0
	フィニッシュ	ステージヘア&ファッション		6 6	6 6
	国家試験	国家試験対策		1 2 9	1 2 9
教養課目	コミュニケーション	接客マナー	1 8	1 5	3 3
合 計			1 , 0 2 6	1 , 1 1 9	2 , 1 4 5

別表第3 教育課程・授業時数（専門課程トータルビューティーク）

1. 課目は次の通りとする。

専門課目	3 2 4 時間
専門実習	1 , 0 7 4 時間
教養課目	3 0 3 時間

2. 各学年ごとの授業時間は次の通りとする。

1 年 次	8 8 5 時間
2 年 次	8 1 6 時間
総授業時間計	1 , 7 0 1 時間

3. 各課目の設定は次の通りとする。

	課 目 名	1 年 次	2 年 次	課 目 計
専 門 課 目	エステティック概論	3 0		3 0
	皮膚科学	4 2	3 3	7 5
	解剖生理学	3 3	4 2	7 5
	運動生理学	1 5	1 2	2 7
	栄養学	3 0		3 0
	スキンケア	9		9
	色彩学	3 6	3 6	
	化粧品学	2 4		2 4
	カウンセリング学	1 2	9	2 1
専 門 実 習	フェイシャル実習	1 2 6	1 6 5	2 9 1
	ボディ実習	1 0 5	1 4 1	2 4 6
	脱毛	2 4		2 4
	サロンワーク	2 1	8 7	1 0 8
	メイクアップ	6 3	3 0	9 3
	トレンドメイク	3 9	3 6	7 5
	メイクセラピー	1 5		1 5
	ネイル	6 0		6 0
	ジェルネイル		3 6	3 6
	リフレクソロジー		3 0	3 0
	アロマセラピー	4 5		4 5
	インナービューティー	1 8	2 1	3 9
	ヘアアレンジ	9	3	1 2
教 養 課 目	接客マナー	2 4	3 0	5 4
	特別講義	1 5	2 1	3 6
	特別セミナー	3 0	3 3	6 3
	エステティック資格取得対策講座	3 0	3 0	6 0
	教養	2 7	2 1	4 8
	就職	1 8	2 4	4 2
合 計		8 8 5	8 1 6	1, 7 0 1

別表第4 教育課程・授業時数 美容科（通信課程）

美容所従業者

必修課目 添削指導 31回 面接授業 295時間

課 目	1 年次		2 年次		3 年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
関係法規・制度	3 回			5 時間		5 時間
衛生管理	4 回			1 5 時間		1 5 時間
保健			3 回	1 3 時間		1 2 時間
香粧品化学	1 回		1 回	1 5 時間		1 5 時間
文化論	2 回			5 時間		5 時間
運営管理			3 回	3 時間		2 時間
美容技術理論	8 回			5 時間		5 時間
美容実習	6 回			8 5 時間		9 0 時間
合 計	2 4 回		7 回	1 4 6 時間		1 4 9 時間

選択課目 （一般教育課目）添削指導 2 回

（専門教育課目）添削指導 2 回 面接授業 10 時間

課 目	1 年次		2 年次		3 年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
一般教養課目						
外国語			1 回			
情報技術			1 回			
専門教育課目						
美容カウンセリング			1 回	5 時間		
トータルファッション	1 回			5 時間		
合 計	1 回		3 回	1 0 時間		

美容所非従業者

必修課目 添削指導 3 1 回 面接授業 5 9 0 時間

課 目	1 年次		2 年次		3 年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
関係法規・制度	3 回	5 時間		5 時間		
衛生管理	4 回	1 5 時間		1 5 時間		
保健		1 3 時間	3 回	1 2 時間		
香粧品化学	1 回	1 5 時間	1 回	1 5 時間		
文化論	2 回	5 時間		5 時間		
運営管理		1 0 時間	3 回			
美容技術理論	8 回	2 5 時間				
美容実習	6 回	1 8 5 時間		2 6 5 時間		
合 計	2 4 回	2 7 3 時間	7 回	3 1 7 時間		

選択課目 (一般教育課目) 添削指導 2 回

(専門教育課目) 添削指導 2 回 面接授業 2 0 時間

課 目	1 年次		2 年次		3 年次	
	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数	添削指導 の回数	面接授業 の時間数
一般教養課目 外国語 情報技術			1 回		1 回	
専門教育課目 美容カウンセリング トータルファッション	1 回		1 回	1 0 時間 1 0 時間		
合 計	1 回		2 回	2 0 時間	1 回	

別記第 1 号 卒業証書（美容科）

第 号	校 長 布 川 耕 吉	北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三	学校法人布川学園	厚生労働大臣指定 学校法人布川学園	年 月 日	したことを証する	課程美容科二年を卒業	右の者は本校所定の専門	本 氏 生 年 月 日 名 籍	卒業証書
--------	----------------------------	--------------------------	----------	----------------------	-------------	----------	------------	-------------	--------------------------------------	------

別記第 2 号 卒業証書（ヘアメイク科）

第 号	厚生労働大臣指定 学校法人布川学園 北海道美容専門学校 北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三 校長 布川 耕吉	年 月 日	右の者は本校所定の専門 課程ヘアメイク科二年を卒業 したことを証する	卒業証書
				本籍 氏名 生年月日

別記第3号 卒業証書（ビューティーエステ科）

第 号	学校法人布川学園 北海道美容専門学校 北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三 校長 布川 耕吉	年 月 日	右の者は本校所定の専門 課程ビューティーエステ科二年を卒業 したことを証する	卒業証書
				本籍 氏名 生年月日

別記第4号 称号授与書 専門士（美容科）

第 号	厚生労働大臣指定 学校法人布川学園 北海道美容専門学校 北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三 校長 布川 耕吉	年 月 日	右の者に職業実践専門課程（平成二十五年 文部科学省告示第百三十三号）により専門士 （衛生専門課程）の称号を授与する	衛生専門課程美容科 本 籍 氏 名 生年月日	称 号 授 与 書

別記第 5 号 称号授与書 専門士（ヘアメイク科）

第 号	厚生労働大臣指定 学校法人布川学園 北海道美容専門学校 北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三 校長 布川 耕吉	年 月 日	右の者に文部科学省告示により専門士 （衛生専門課程）の称号を授与する	衛生専門課程ヘアメイク科 本 籍 氏 名 生年月日	称 号 授 与 書

別記第 6 号 称号授与書 専門士（ビューティーエステ科）

称号授与書

衛生専門課程ビューティーエステ科

本籍

氏名

生年月日

右の者に文部科学省告示により専門士

(衛生専門課程)の称号を授与する

年 月 日

学校法人布川学園 北海道美容専門学校

北海道札幌市中央区南三条西一〇丁目一〇〇四番地三

校長 布川 耕吉

第 号